

## 【62 例目】和歌山県（かつらぎ町）における 豚熱の患畜確認農場の現地調査概要

拡大豚熱疫学調査チームによる現地調査の概要は以下のとおり。

### （１）農場の概況

- ① 当該農場は、平野部から山間部にかけての中腹に位置する一貫経営農場であり、農場の周辺は柿畑や山林に囲まれていた。
- ② 農場周辺では野生イノシシの生息が確認されており、昨年11月に農場から約800m離れた地点で野生イノシシの感染が確認されていた。

### （２）飼養衛生管理関係

- ① 飼養管理者は農場専用の長靴、作業着に着替えていた。豚舎に入る際、各豚舎専用の長靴には交換しておらず、踏み込み消毒は、分娩豚舎及び発生豚舎である育成・肥育豚舎の入口でのみ行っていた。また、豚舎入口での手袋の交換、手指消毒は実施していなかった。
- ② 飼料及び敷料の輸送、豚の出荷は、基本的に飼養管理者が農場所有の車両によって行っており、車両が農場に入る際には、農場入口の消石灰帯を通過してタイヤの消毒を行っていた。なお、一部の紙袋の飼料は業者が輸送しているが、農場立入り時に、持参した蓄圧式の噴霧器でタイヤと長靴の消毒を実施していた。
- ③ 豚を豚舎間で移動する際は、分娩舎から発生豚舎である育成・肥育豚舎までは、農場主が抱えて運んでいた。その他の移動の際には、場内を歩かせていたが、移動の前に地面の洗浄や消毒は行っていなかった。
- ④ 飼料は、配合飼料及びビスケット屑等の植物性の食品循環資源を給与していた。
- ⑤ 農場ではすべて手作業で飼料を給与しており、豚舎外から給餌車で飼料を搬入していた。なお、給餌車が豚舎を出入りする際、洗浄・消毒は実施していなかった。
- ⑥ 飼養豚への給与水は、谷の水をろ過し、消毒は実施せず、各豚舎に供給されている。
- ⑦ 豚舎の敷料にはおが屑を使用しており、糞は、農場内の堆肥舎

にて処理していた。また、死亡豚は堆肥舎に投入していた。堆肥舎には、屋根は設置されていたが、防鳥ネット等は設置されていなかった。

- ⑧ 堆肥は、農場所所有の車両で、自己所有の畑や近隣の作物農家に搬出していた。

### (3) 野生動物関連

- ① 衛生管理区域の境界には、ワイヤーメッシュ柵が設置されていたが、一部に柵の高さの低い箇所や、農場出入口に柵が開いている箇所が確認された。
- ② 飼養管理者によれば、農場周辺ではイノシシやシカが目撃されることがあるとのこと。また、農場敷地内では、アライグマ、タヌキ、イタチ、カラス等の野生動物が確認されており、カラスは豚舎内で、アライグマは飼料倉庫内でも見かけることがあるとのこと。
- ③ 発生豚舎は開放豚舎で、壁面のトタン板やビニールシートがはがれている箇所があり、野生動物が侵入可能な隙間が多数認められた。

### (4) 臨床症状の経過

- ① 当該農場では令和2年6月に初回の豚熱ワクチン接種が実施されており、その後、継続的に豚熱ワクチン接種が実施されていた。
- ② 令和3年1月15日から17日にかけて、育成・肥育豚舎において、5頭の死亡が確認されていたが、寒冷の影響と考え、通報には至らなかった。
- ③ 1月24日に、翌日の豚熱ワクチン接種について家畜保健衛生所と打ち合わせをした際、育成・肥育豚舎において、数日前から1頭衰弱した個体が認められていたことを伝えた。
- ④ 1月25日に家畜保健衛生所が当該豚及び同居豚を病性鑑定し、感染が確認された。

(以上)